

家畜保健衛生だより

令和4年度 第7号

農場 HACCP 認証基準が一部改正されました！

近年の国内での口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生を踏まえ、令和4年7月12日付で認証基準が一部改正されました。新基準では、令和3年9月改正の飼養衛生管理基準を基礎とした病原体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、一般的衛生管理プログラムを確立する必要があります。

農場HACCP認証農場及び認証取得に取組まれている農場におかれましては、速やかに改正後の新基準へ対応してください。

一部改正の主なポイント

- 第Ⅰ部：第4章の一般的衛生プログラムの確立に、農場に立ちに入る者の制限、更衣・靴の履き替え・消毒、野生生物の侵入防止措置等の飼養衛生管理基準で定められていることの追加
- 第Ⅱ部：各畜種の農場HACCPモデルを飼養衛生管理基準と適合させるため、見直し

より安全な畜産物の生産の
ために頑張るぞ！



神奈川県県央家畜保健衛生所

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 フaxシリ：(046)238-9124

※休日の緊急連絡先(電話)

080-3403-0155

080-3403-0157



県央家保 HP